

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案  
に対する意見公募の結果について

令和6年4月26日  
経済産業省  
産業保安グループ  
高圧ガス保安室

令和6年3月21日(木)～令和6年4月19日(金)にかけて、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案に対する意見公募を行いました。その結果につきましては、以下のとおりです。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和6年3月21日(木)～令和6年4月19日(金)
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 御意見の総数

2件

3. 提出された御意見及びそれに対する考え方

別紙のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室  
電話番号：03-3501-1706

	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>・在宅酸素療法について</p> <p>在宅酸素療法の液化酸素の移充てんについてその他の製造とみなす根拠について確認したい。高圧ガスの製造を継続、かつ、反復して行っているが、業としての性格がないため事業として行っているとは判断せず「高圧ガスの製造の事業を行う者」に該当しないことを明示したのか。それとも、高圧ガスの製造を継続、かつ、反復して行っているため本来「高圧ガスの製造の事業を行う者」に該当するが、安全上の一定の基準を定め「高圧ガスの製造の事業を行う者」に該当しないとするのか。</p>	<p>在宅酸素療法において、実際に酸素吸入する液化酸素を親容器から子容器へ移充填する患者等については、高圧ガスの製造の事業を行う者として第二種製造者と扱い、その充填における安全の確保のための責務を課してきたところです。</p> <p>今般、在宅酸素療法として医療法令の下で実施される行為及び充填のための設備並びにその保安に係る責務のあり方等を踏まえ、「一般財団法人医療関連サービス振興会における認定を受けた者等在宅酸素供給装置の保守点検事業者として医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の厚生労働省令で定める基準に適合している者による点検・指導を受けて実施されるもの」であることを前提に、法第13条が適用される高圧ガスの製造としての扱いとするものになります。</p>
2	<p>法第5条第2項第1号にて高圧ガスの「製造の事業」を行う者は届出が必要であると規定されている。</p> <p>「製造の事業」を行う者に該当しない場合は届出不要であるが、法第13条により技術上の基準を遵守する必要がある。</p> <p>法第13条を遵守する必要がある高圧ガスの製造は一般則第13条で示されているが、ここで示されているものはいずれも「製造の事業」に該当しないものであり、保守点検事業者は「製造の事業」を行う者に該当しないとは考えられないため、ここで規定するものではない。</p> <p>届出対象から除外するのであれば法第5条第2項第1号の例外規定として規定すべきである。</p>	<p>本件は、法第13条が適用される高圧ガスの製造として、在宅酸素療法において、実際に酸素吸入する液化酸素を親容器から子容器へ移充填する患者等に関する高圧ガスの製造に係る行為の扱いについて明確にするものであり、保安点検事業者に関する高圧ガスの製造に係る行為を対象としておりません。</p> <p>詳細については、上記1のとおりです。</p>